立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定による。

## 立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年立川市条例第13号)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後 改正前

(期末手当)

## .....略..... 第6条

前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議 長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た 額の合計額に、100分の245を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の 期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗 じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長 等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当に 係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して 在職していたものとみなす。

(期末手当)

## 第6条 .....略.....

2 前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議 長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た 額の合計額に、100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内 の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を 乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議 長等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当 に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続し て在職していたものとみなす。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定の令和7年12月15日における適用については、同条第 2項中「100分の245」とあるのは「100分の247.5」とする。